

(別紙様式1)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 広島県

農業委員会名： 尾道市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

| | 農家数(戸) |
|--------|--------|
| 総農家数 | 4,472 |
| 自給的農家数 | 2,689 |
| 販売農家数 | 1,783 |
| 主業農家数 | 313 |
| 準主業農家数 | 257 |
| 副業的農家数 | 1,213 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 農業者数(人) |
|--------|---------|
| 農業就業者数 | 2,904 |
| 女性 | 1,479 |
| 40代以下 | 203 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 経営数(経営) |
|-----------|---------|
| 認定農業者 | 132 |
| 基本構想水準到達者 | 1 |
| 認定新規就農者 | 3 |
| 農業参入法人 | 27 |
| 集落営農経営 | 0 |
| 特定農業団体 | 0 |
| 集落営農組織 | 0 |

※農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畑 | 普通畑 | | | 計 |
|--------|-------|-------|-----|-----|-----|-------|
| | | | 普通畑 | 樹園地 | 牧草畑 | |
| 耕地面積 | 809 | 2,310 | - | - | - | 3,120 |
| 経営耕地面積 | 383 | 1,200 | 209 | 991 | - | 1,583 |
| 遊休農地面積 | 0.5 | 3.2 | - | - | - | 3.7 |
| 農地台帳面積 | 1,047 | 3,115 | - | - | - | 4,162 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2 年 7 月 19 日

| | 農業委員 | |
|------------|------|----|
| | 定数 | 実数 |
| 農業委員数 | 19 | 18 |
| 認定農業者 | - | 6 |
| 認定農業者に準ずる者 | - | 3 |
| 女性 | - | 2 |
| 40代以下 | - | 0 |
| 中立委員 | - | 1 |

| | 定数 | 実数 | 地区数 |
|-------------|----|----|-----|
| 農地利用最適化推進委員 | 18 | 18 | 7 |

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| | | | |
|-------------------|--|-----------|--------|
| 現 状 (令和元年3月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
| | 3,120 ha | 400.4 ha | 12.83% |
| 課 題 | 担い手は高齢化、後継者不足などにより減少傾向にあり、その経営面積についても、再生困難な荒廃農地の増加や有害鳥獣被害などにより減少傾向にある。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | |
|------|--|
| 目 標 | 集積面積 404.4 ha (うち新規集積面積 4 ha) |
| | 目標設定の考え方: 引き続き農地中間管理事業等を活用した担い手への情報提供を勧めていく。 |
| 活動計画 | 農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して「1人1年1マッチング」を目標に、出し手と受け手に係る情報収集に努めていく。 7月と1月に利用集積の設定拡大のため、農業経営基盤強化促進法による利用権設定を推進していく。 年間を通じて農地集積に関する窓口相談や農地中間管理事業について情報提供を行う。 |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| | | | |
|---------|--|----------------------|---------------------|
| 新規参入の状況 | 平成29年度新規参入者数 | 平成30年度新規参入者数 | 令和元年度新規参入者数 |
| | 1 経営体 | 3 経営体 | 3 経営体 |
| | 平成29年度新規参入者が取得した農地面積 | 平成30年度新規参入者が取得した農地面積 | 令和元年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 3.2 ha | 2.4 ha | 4.7 ha |
| 課 題 | 尾道市では、平成29年度に定めた「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に合わせ、平成29年度からは新規参入者の定義を「農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定する認定を受けた者」とする。 新たに農業を始めたい若年層の就農希望者や新規農業参入を目指す法人もあるにはあるが、希望する農地はやはり耕作条件のいい土地のため、貸し借り等がなかなか進まない状況である。 「見ず知らずの新規就農者に直接貸すのは怖い」という出し手もあることから、農地中間管理機構の制度をPRしていく必要がある。 | | |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

※3 尾道市における新規参入者の定義: 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定する認定を受けた者

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-------|--|--------|--------|
| 参入目標数 | 1 経営体 | 参入目標面積 | 0.3 ha |
| 活動計画 | 新規参入希望者の把握に努め、就農相談から経営定着の段階に至るまでのきめ細やかな支援体制を関係機関と連携して推進していく。 関係機関と連携して認定新規就農希望者の意向に応じた農地の情報提供や各種研修制度・助成制度等の紹介を行い、その促進を図る。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| | | | |
|-------------------|--|-----------|-------------|
| 現 状 (令和元年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
| | 3,123.7 ha | 3.7 ha | 0.12% |
| 課 題 | 農業従事者の高齢化が進み、特に中山間地域において再生困難な荒廃農地が増加傾向である。 | | |

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | | | | |
|-----------|---|---|--------|-------------|
| 目 標 | 遊休農地の解消面積 1 ha | | | |
| | 目標設定の考え方:再生利用困難地に区分された荒廃農地については現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。整備済みの農地で遊休化している農地の所有者等に働きかけ、農地の出し手や受け手の意向を踏まえたマッチングを推進し、解消を図る。 | | | |
| 活 動 計 画 | 農地の利用状況調査 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | | 37 人 | 8月～9月 | 8月～10月 |
| | 調査方法 | 管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を一斉に実施。遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、地図等に記録。 | | |
| | | 2 農業委員と農地利用最適化推進委員が班体制をとり、担当地区を調査。 3 仮登記農地、納税猶予特例適用農地を明確にして調査。 | | |
| 農地の利用意向調査 | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | | |
| | 11月～2月 | 12月～3月 | | |
| その他 | | | | |

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
- ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
- ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| | | |
|-------------------|--|-----------|
| 現 状 (令和元年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
| | 3,120 ha | 0.07 ha |
| 課 題 | 違反転用が発生しないよう関係部署と連携をとり、情報共有をしていく必要がある。 | |

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

| | |
|------|---------------------------------------|
| 活動計画 | 8月～9月 農業委員と農地利用最適化推進委員で農地利用状況調査を実施する。 |
|------|---------------------------------------|

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入